

[翻訳] ジョン・バーンズ「カナダにおけるスポーツと法」 (5)

著者	西村 秀二
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa law review
巻	56
号	1
ページ	99-123
発行年	2013-07-25
URL	http://hdl.handle.net/2297/35525

ジョン・バーンズ
「カナダにおけるスポーツと法」(5)

John Barnes, Sports and the Law
in Canada, Third Edition (1996)

西村 秀二

目次

はしがき

判例一覧

第1章 スポーツの公的規制 (Public Regulation of Sports)

A. スポーツとスポーツ法

B. 国家的利害関係：歴史的テーマ

C. 行政的プログラムと政策

1. 権限の分配

2. 連邦政府

a. 健康とアマチュアスポーツ法 (The Fitness and Amateur Act) (“FAS Act”)

b. その他の政策：フットボール、ホッケーと国際関係

c. その他のプログラム

3. 州政府

D. 資金調達

1. くじ (Lotteries)

2. 慈善スポーツ

3. スポンサーシップとタバコ産業

E. 制定法上の規制

1. 概論

a. 連邦法

b. 州法

2. 非合法的なスポーツ

3. 格闘技スポーツ—ボクシングの問題

4. 競馬
5. ボーティング(Boating)
6. 狩猟と魚釣り(以上、金沢法学 53 巻 2 号)

第 2 章 アスリートの権利

A. 概論

1. カナダの権利と自由憲章
2. 人権法
3. 救済手段

B. 平等権

1. 性差別
2. 障害を持つアスリート
3. 先住民と明らかな少数民族
4. 出生地
5. フランス語使用者の利害関係

C. 適格性と懲戒

1. 私的協会
2. アマチュア資格と経済的事情
3. 適格性と選抜
4. 懲戒
5. ジュニアホッケー
6. マイナーホッケー
7. カナダ大学間スポーツ連合

D. ドーピングコントロール

1. 序論ーベン・ジョンソンと Dublin 検査
2. 禁止リストーカラカスからカナダアンチドーピング機構(CADO)へ
3. スポーツにおけるドーピング罰則に関するカナダの政策
ーカナダスポーツ倫理センター
4. 無益性、矛盾、有害性
5. 異議申立と司法審査

E. 紛争の解決(以上、金沢法学 54 巻 1 号)

第 3 章 スポーツビジネス

A. 概論

1. スポーツ経済とスポーツマーケティング
2. 権利と財産

B. プロスポーツ

1. チーム所有権と被雇用者
2. 総収入と課税
3. 公的助成金
4. テレビジョン契約
5. 独占権、需要独占、保有権(以上、金沢法学 54 巻 2 号)

第4章 競争法と労働法

A. 競争法

1. 概論
2. 6 条と 48 条
3. プレーヤーの拘束
4. フランチャイズ権の制限

B. 取引制限の原理

C. アメリカの独占禁止法—NFL (the National Football League) の事例

1. 概論
2. プレーヤーの拘束
3. 労働者の適用除外 (the Labour Exemption)
4. フランチャイズ権の制限

D. 労働法

1. 概論
2. 労働関係法 (the National Labor Relation Act)
3. カナダの労働法 (以上、金沢法学 55 巻 1 号)

第5章 カナダフットボールリーグ (the Canadian Football League)

A. 法制史

1. 概論
2. リーグの拡大と縮小
3. プレーヤーの拘束と選手会

B. CFL 規約

C. 団体交渉協定 (Collective Bargaining Agreement)

D. その他の問題：懲戒権と薬物検査

第6章 ナショナルアイスホッケーリーグ

A. 法制史

1. 概論
2. 国際アイスホッケー協会
3. 選手会
4. 年金事例

B. NHL 規制—フリーエージェント補償金

C. 団体交渉協定

D. その他の問題

第7章 メジャーリーグ

A. コミッショナー

B. 反トラスト法上の適用除外 (Antitrust Exemption)

C. 選手交渉 (Player Relations)

D. その他の問題

第8章 ナショナルバスケット協会

A. 概論

B. プレーヤー拘束

C. サラリーキャップ制度 (Salary Cap)

D. その他の問題

第9章 選手契約

A. 標準選手契約

1. 概論

2. 構成と取り消し (Formation and Avoidance)

3. 契約違反を生じさせること

4. 内容：権利と義務

B. 救済手段と施行

C. 報酬と交渉

1. 契約交渉

2. 特別約款

3. 代理人

4. 所得税

第10章 スポーツ傷害：刑事責任と民事責任

A. 暴行と刑事責任

1. スポーツ暴行の種類

2. プレーヤーの刑事責任

3. 刑事暴行における承諾

4. 抑制と改善

B. スポーツ傷害の民事責任

1. 概論

2. 故意による不法行為：民事暴行と侵害

3. 私法上の過失と危険の引受け

- a. 一般的理論
- b. 不法行為上の損害賠償請求権と免責
- 4. 関係者の責任
 - a. プレーヤーがプレーヤーに民事訴訟を提起すること
 - b. 観客がプレーヤーに民事責任を提起すること
- 5. 施設管理者の責任
 - a. 建物の所有者の責任—プレーヤー
 - i. 制定法
 - ii. コモン・ロー
 - b. 観客が建物の所有者に民事訴訟を提起すること
 - c. プレーヤーが管理者に民事訴訟を提起すること—組織、管理・監督、予防
- 6. 指導者と監督者の責任
 - a. 学校と教員
 - b. コーチ、指導者、健康指導者
 - c. 競技役員
 - d. 両親
- 7. 組織の責任
 - a. アマチュアクラブと法人格なき社団
 - b. プロティーム
- 8. 医療上の過失
- 9. 結果責任(Products liability)
- 10. 生活妨害(Nuisance)責任
- C. その他の損失補償システム
 - 1. 保険
 - 2. 労働者の損失補償(Compensation)
 - 3. 刑事傷害損失補償

注

第5章 カナダフットボールリーグ

フットボールは、ラグビーを起源とする紛れもないカナダの競技であり、McGill 大学が、その“手を使う競技”(“handling game”)を Harvard に持ち込んだ 1874 年に、合衆国に導入されたものである¹⁾。カナダラグビー協会(“CRU”)は、1882 年に設立され、1891 年に再編された。カナダ自治領のアマチュア選手権大会である Earl Grey カップは、1909 年に開催された。CRU は、Earl Grey カップがカナダフットボールリーグ(“CFL”)に移譲された 1966 年まで、同カップの受託者としての地位を維持した。CFL が Sacramento Gold Miners へのフランチャイズ権を許諾した 1993 年に、カナダはフットボールの国外への持ち出しを新たなものとした。Baltimore Stallions が Earl Grey カップで優勝した 1995 年に、同カップは南部に渡った。だが、CFL が合衆国への拡大を中断し、Baltimore のフランチャイズ権が Montreal Alouettes として蘇った後の 1996 年に、そのトロフィーは直ちにカナダに戻ってきた。

A. 法制史

1. 概論²⁾

CFL は、カナダラグビー協会に所属するティームで Grey カップにチャレンジすることに成功している 2 つの古参の競技連盟を統合するために、1958 年にそもそも設立されたものであった。1930 年代以降、CRU は、東部のラグビーフットボール協会(“IRFU”)と、Montreal, Ottawa, Toronto, Hamilton の“4 強”(“Big Four”)と Winnipeg, Regina, Calgary, Edmonton のティームから成る西部のフットボール協会(“WIFU”)を含んでいた。フットボールは、その時までには前方へのパスを使用することによって、ラグビーと明確に区別されていた。アメリカ人は、一般に有給のプレーヤーとしてスカウトされていた。第 2 次大戦後、ティームは私法人として、西部ではコミュニティー所有の非営利団体として組織されていた。プレーヤーは、オプション条項を取りこんだプロ契約によって保有され始めていた³⁾。Grey カップがトロントの 1 放送局によって放映された 1952 年

に、テレビジョン収入が、初めて実現された。IRFU と WIFU は、収益分配を導入し、プレーヤーを割り振るリーグ体制を設立し、WIFU は、1954 年に British Columbia Lions を加入させることによって拡大された。G Sydney Halter が、1953 年に WIFU のコミッショナーに起用され、東部では 1955 年に Judge Allan Fraster がコミッショナーに起用された。

この2つのプロ協会は、ドラフト制度と交渉リストを実施し、選手契約、“外国人選手枠”(“import”)並びに収益分配に対処するために、規則を変更したカナダフットボール協会として、1956 年に統合された。その後、CFL が 1958 年に同協会を継承し、東部のチームと西部のチームとを組み合わせさせたゲームが、1961 年に導入された。IRFU と WIFU は、東部フットボール協会と西部フットボール協会という名称を採用した。Halter が、初代の CFL コミッショナーとして選出された。CFL は、1968 年にコミッショナーに指名された Hamilton ティームの J. G. Gaudaur を軸として、1967 年に中央執行機関を組織した⁴⁾。

東部協会と西部協会は、1981 年まで一定の統治権と財産権を保有していた。その後、新たな CFL 組織は、両協会を廃止して、優勝決定戦で決着させるために東部地区と西部地区を分割することを承認した。試合日程は、現在、各チームが他の全てのチームと少なくとも 2 回対戦するように組み合わせられている。この変更は、直ちに東部地区のチームの弱点を浮き彫りにし、1981 年シーズンが、リーグの経営史におけるターニングポイントとなった。最初に経営状態が悪化したのは、Montreal Alouettes であった。

2. 拡大と縮小

図 4

1981 年以降における CFL の変遷と危機

年代	出来事
1981 年	Nelson Skalbania が Sam Berger から Montreal Alouettes を買収する; 同チームは、間もなく負債を背負いこむ。(Toronto Argonauts のオーナーである) Carling O'Keefe は、1981 年から 1983 年のテレビ放映権として 1,560 万

- カナダドルの収益を得る。
- 1982年 CFL は、Alouettes のフランチャイズ権を取り消す。Charles Bronfman と Imasco Ltd. は、Montreal Concordes として新たなチームを運営する。
- 1983年 B.C.Place スタジアムがオープンする。
- 1984年 Carling O'Keefe は、1984年から1986年のテレビ放映権として3,300万カナダドルの収益を得て、各チームに年間120万カナダドル還元する。Doug Mitchell は、コミッショナーとしての地位を Jake Gaudaur から継承する。
- 1986年 Norm Kimhal が、改名した Montreal Alouettes のオーナーに加わる。
- 1987年 CFL は、CBC・CTV 並びに主要なスポンサーからのテレビ放映権の申し出を断る。試合は、TSN と CBC で放映され、独立したカナダフットボールネットワーク(“CFN”)によって制作された(1987-90)。Allan Waters は、Ottawa Rough Riders を地域の共同経営会社に売却する。CFL は、1987年6月24日に Montreal のフランチャイズ権を取り消す。同リーグは、8チームで運営される。Winnipeg が、東部地区に加入する。
- 1988年 Harry Ornest が Toronto Argonauts を買収する。Doug Mitchell がコミッショナーの地位を辞し、Roy McMurtry が会長に、Bill Baker が社長に就任する。
- 1989年 Carling O'Keefe (Molson) は、1989年から1990年の放映権並びにスポンサー権として、1,500万カナダドルの収益を得る。Harold Ballard は、Hamilton Tiacats を David Braley に売却する。Murray Pezim が B.C.Lions を買収する。SkyDome がオープンする。
- 1990年 Donald Crump が、再興された会社のコミッショナーに任命される。
- 1991年 Harry Ornest は、Toronto Argonauts を Bruce McNall, John Candy 並びに Wayne Gretzky に売却し、彼らは Raghbi Ismail を採用する。カナダでのテレビ放映権は、CBC と TSN に売却される。Ottawa Rough Riders の理事が、7月に総辞職する。同リーグはフランチャイズ権を運営し、後に Detroit の Bernie, Lonie Glierberma に売却する。Larry Ryckman が、Algary Stampeders を買収する。Donald Crump はコミッショナーを辞する。
- 1992年 Larry Smith がコミッショナーに任命され、合州国への拡大を提案する。CFL は、B.C.Lions の経営権を掌握し、1992年度のフランチャイズ権を運営し、その後 Bill Comnie に売却する。非営利団体が Hamilton Tiacats を買収する。
- 1993年 CFL は、Sacramento Gold Miners (元の WLAFF の “Surge”) を加入させることによって拡大する。David Macdonald が Hamilton Tiacats に出資する。
- 1994年 CFL は、Las Vegas Posse, Baltimore “CFLers/Stallions” 並びに Shreveport Pirates を加入させる。Gliebermans は、Shreveport のフランチャイズ権を獲得し、Bruce Firestone は、Ottawa Rough Riders の所有権を得る。TSN (Labatt) は Toronto Argonauts を買収する。
- 1995年 Posse チームが破産し、Sacramento のフランチャイズ権は San Antonio Texans に移転する。Memphis Plad Dogs と Birmingham Barracudas が同リーグに加入し、同リーグは北部地区と南部地区に分割された13チームで運営される。Chicago の Horn Chen が、Ottawa Rough Riders を買収する。David Macdonald と George Grant が Hamilton Tiacats の所有権を得る。
- 1996年 アメリカのフランチャイズ権は業務を停止する。Baltimore チームは、Alouettes として Montreal に移転する。Sig Gutsche は、Larry Ryckman から Calgary Stampeders を買収する。Bill Comrie は、Nelson Skalbania を含むグループに B.C.Lions を売却する。

図4(“Nelson Skalbania 改訂版”)は、リーグが観客動員数と収益の変動に直面した1981年から1996年までのCFLに関する経営の概略を示している⁵⁾。CFLに対してマスコミは、相も変わらずその財政悪化に言及し、納税者からの支援を得るための様々な試みに関心を向けた⁶⁾。リーグが、定期的な危機状態にあるチームのフランチャイズ権を剥奪し、運営せざるを得なかった時に、財政状態はとりわけ深刻化した。15年間に、チームの所有者は20回変わり、6チームが破産し、2チームが移転、コミッショナーは5名に及んだ。それにもかかわらず同リーグは、不安定なリーダーシップと一連の危機を切り抜けた。若者を含むカナダ国民は⁷⁾、アメリカのスポーツ放映が氾濫していたにもかかわらず、CFLの成果を理解し、Grey Cupは、優れた競技会を作り出すイベントであり続けた。

テレビ放映権⁸⁾と広告収入は、とりわけ不安定であった。CBCとTSNが、カナダにおける通信事業者としての役割を通常果たしてきたが、合衆国への同リーグの放送は、SportsChannel, Prime TicketもしくはESPNとの小規模な契約に依っていた。1984年から1986年の間、カナダの権利は、各チームに年間120万カナダドル支払っていたCarling O’Keefeによって占有されていた。視聴率が下がり、ビール会社間の競争が鎮まるにつれ、CFLは1987年に、かなり下回るオファーを受けたため、その後4年間独自のCFN放送網を作り出すことを試みた。その後、CFLは制作費の増大という問題に直面し、Alouettesが破綻した後、スポンサー並びに通信事業者と再交渉せざるを得なくなった。各チームの分配金は、1987年には約32万5000カナダドルに、1988年には40万カナダドルまで下落した。1989年と1990年には、収益は約65万カナダドルまで回復した。Carling O’Keefe (Molson)は、広告販売の権利と割合を最低価格に基づいたスポンサー契約によって貢献した。南オンタリオにおける放映と視聴率を増大させるために、CFLは、損害を被ったチームに対して損害を賠償する一方で、中継を中止し始めた。1991年以降、カナダでの権利は、Molson, CBC, TSNに独占されているが、CFLは、制作費並びに広告販売費において多大な損害を

被った。1991年には、各チームに対して90万カナダドルの収益が約束されたが、現実には、公式戦に関して24万カナダドルが支払われたにすぎなかった⁹⁾。

NFLに加入していない地域にある6チームを加入させることによって合衆国に進出した1993年から1995年の間、CFLは生活支援資金の投入を受け入れた。この6チームのフランチャイズ権は、アメリカ人プレーヤーのみで構成された登録選手で運営されていた。この冒険的企ては、程なく、新たな移転先での破産という結果にさらされ、CFLは、マーケティングにおける新たな提案を試みざるを得なかった。フランチャイズ権の基本料は、300万カナダドルであったが、一部の投資家は、特別保障もしくは代金後払いという恩恵に浴した。Federal ExpressのFred Smithは、Memphis Mad Dogsを10万カナダドルで獲得したともされている¹⁰⁾。Baltimore Stallionsのみが¹¹⁾、著しい観客動員数を示していた。期待されたCBSとのネットワーク契約も、具体化されることはなかった。NFLのCleveland BrownsがBaltimoreへの移転を表明した時には、Stallionsですら存亡の危機に陥った。アメリカへの展開は、1996年に中止された。StallionsがMontreal Alouettesに衣替えした時、リーグは、従来の9チームに復帰した¹²⁾。解散したフランチャイズプレーヤーは、ドラフトによって散り散りになった。

3. プレーヤーの拘束と選手会

CFLの一員となるプレーヤーは、大学生のドラフト制度や交渉リスト等の方法によってチーム間に割り振られてきた。その後、標準的選手契約には、チームがサラリーの90%で1年間契約を更新することを認めるオプション条項が採用された。オプション条項に従わなかったプレーヤーは、自由契約選手となるが、他のCFLチームと契約を結ぶことは稀にしかない。労働市場の従来の支配は、団体交渉によって改正されたため、例えば、自由契約選手の補償金は、1983年までに支払われなくなった。厳格な規制¹³⁾と制限協定も、競争法によって調査され¹⁴⁾、ある1つのチームの交渉リストにプレーヤーの名前を連ねることによって権利が固定されている場合には、定期的に法的措置が採ら

れる。

CFLの雇用における特有の一般的制限事項は、アメリカ人もしくは外国人プレーヤーのための特別枠であった。カナダ人のプレー機会を保護し、Grey Cupの買収を阻むために、1936年にCRUは、外国人プレーヤー枠を5名とする制限を導入した。その特別枠は、1950年代に徐々に増やされていった。1961年には、5年の在留期間後にカナダの市民権を取得した外国人プレーヤーの場合には、カナダ人として再分類することができることとなった。1965年まで、外国人枠選手の制限はアメリカ人(“Americans”)の数と規定されていたが、Bora Laskin教授から、当該登録選手名簿の制限はオンタリオ州人権法に違反しているという法的見解が示された1965年に、この用語は改正された¹⁵⁾。その後、当該基準は、初期のフットボールトレーニング地となった(その結果、1971年にMontreal Alouettesでプレーしたアメリカの有名なスプリンターJohn Carlosは、外国人枠外選手とされた)。1968年に、特定外国人枠(“designated import”)ルールは、14番目の外国人枠選手がゲームに出場している時には、他の外国人枠選手は出場できないこととされた。このルールは、クォーターバックのポジションでの外国人枠選手の自由な交代を認めるために、1970年に改正された¹⁶⁾。

CFL選手協会(“CFLPA”)は、1チームにつき3名までのカナダ市民権を得た外国人枠選手を使用するというリーグ側からの提案に応じて、1965年に結成された。このルールは、結局のところ廃止されたため、それによって悪影響を受けたプレーヤーはいなかったが¹⁷⁾、選手協会は、その他の問題に対応するために存続し続けた。CFLPAは、以下の4項目の目標を設定した¹⁸⁾。すなわち、リーグによる承認・年金制度・選手契約における労災保険条項の改正と標準化・プレーオフ報酬の増額と統一基準、である。1966年に、選手協会はリーグによって承認され、その後のほとんどの期間、George Reedが主導した。現会長は、Dan Ferroneである。Edward Molstandは、CFLPAの古参訴訟代理人を務めている。

アメリカのチームが、外国人枠外選手もしくはカナダ人選手を雇用する必

要がなくなったため、1993年以降、プレーヤーの割当が争点として再浮上してきた。多くのチームは、その制度の撤廃もしくはアメリカ人選手の大量供給による安価な人材のフリートレードを新設することによる大幅な比率の減少に賛成した。だが、CFLPAは、37名の登録選手のうちカナダ人選手を20名とすることとした。1996年に、リーグが独占的なカナダ人選手の割当を再検討した時、CFLPAは、出場選手リストを36名とする新たな制度において、カナダ人選手を17名とすることとした¹⁹⁾。

・ 1987年に、CFLのチームは、競争を均衡させることとコストを抑制することを両立させる方策を導入することに合意した。ドラフトの均等化という点では、前シーズンの最下位チームが保有されていない(“unprotected”)ベテラン選手を選択することが認められた。更に、チーム年収もしくは競争的支払額(“competitive expenditures”)の目標額を設定することに合意した²⁰⁾。その上限は、最初は280万カナダドルとされたが、1988年には300万カナダドルに引き上げられた。1992年までには、契約を結んだ者が看板選手(“marquee player”)として指名されたときには、適用除外として、チームはその上限を引き上げることが認められた。1993年からは、プレーヤーに対する全支払額並びに監督に対するサラリーとボーナスに関する一般的制限を250万カナダドルとした。CFLPAとの合意により、その上限額は、1996年にはプレーヤーに対してのみ適用されることとなり、その総額は、210万カナダドルとされた。

B. CFL 規約

会員権並びにリーグの規定・手続は、CFL規約と附属細則に定められている²¹⁾。CFLは、法人格のない非営利的の団体であり、その管理・運営は、理事長と経営協議会に委ねられている(1,8,9条を参照)。CFLのコミッショナーは、11.02条に規定されているように、経営協議会のチェアマン並びにリーグの最高経営責任者を兼務している。その職責には、契約手続、登録選手名簿の管理、紛争の解決、職員の選定、プレーヤーもしくは被雇用者に対する停職・懲戒による秩序維持が含まれている。CFL規約は、その3・4条に、フランチャイズ権の

入会並びに除籍手続を定めており、各チームにフランチャイズ権地域を認めている。また、1試合の有料入場者数・放映契約・Grey Cup 戦からの収益の分配を、5条から7条に定めている。同規約並びに附属細則に規定されていない事項については、チームは自治権を有しており、その財産権を保有している(14条を参照)。

CFL 附属細則の8条と9条は、登録選手数と外国人枠の割当数を定めており、非現役(“inactive”)選手名簿に関する割当数を制限している。労働市場における自由競争は、選手に対する権利を配分している様々な手続によって制限されている。リーグへの加入は、以下の3種類の方法によって規制されている。すなわち、チームは3条に規定されている当該チームの交渉リストに指名されたプレーヤーと独占的に交渉する権利があること、チームは5条に規定された当該チームのフランチャイズ権地域に居住している(“domiciled”) (23歳以下の)ジュニアプレーヤーに対する領域権を主張することができること、カナダもしくはアメリカの大学生として4年以前に入学手続を取っていた外国人枠外選手については6条に規定されている大学生ドラフト制度で指名する権利があること、である。ドラフト制度によって適正に指名された選手に対する権利は、その他の制度に基づく請求権に優先する。プレーヤーは、7条に基づいて標準的選手契約にサインしなければならない。プレーヤーの譲渡は、契約による譲渡の優先権をチームに認めているウエーバー制度の手続(4条を参照)に従うことになる²²⁾。附属細則は、大学の1・2年生(“underclassmen”)の指名を禁じている。外国人枠外選手は、当該学生もしくは彼が最初に入学手続をした学年がその年のドラフト年度に卒業予定である場合に限り、6条(3)(b)に規定されている大学生のドラフト制度の対象となる。7条(11)によれば、当該学生や彼が入学手続をした学年が、契約対象であるシーズン中に卒業できないアメリカの大学生である外国人枠外選手とは、チームは契約することができない。

C. 団体交渉協定

CFLの団体交渉は、経済的状况によって制約されており、試合日程の深刻な

混乱もなく実施されている。CFLの年金制度は、1967年に実施され、1970年の最初のオールスターゲームの収益がその基金とされた。早期の交渉によって、プレーオフボーナスの増加、報酬の標準化、シーズン開始後に生じた健康状態に関する紛争の公正な仲裁がもたらされた。より包括的な団体交渉協定(“CBAs”)が、1972年に採択され、1974年の白熱した交渉によって、ベテラン選手がオープン戦に出場しないこと、Hamiltonトレーニングキャンプでピケ・ラインを設けることになった²³⁾。その後、プレーヤーの団結によって、最低保障年俸制や仲裁制度などの境遇の改善がもたらされた。1974年から1994年までに、報酬の改善や標準的選手契約、附属細則の改正など一連の3年協約が締結された。1995年シーズンには、1年協約が充当されたが、1996年から98年に関する新たな3年団体交渉協定が、1996年4月に承認された。

CFLの団体交渉協定は²⁴⁾、クラブの代表としての選手委員会(Players' Relations Committee)とチーム登録選手名簿に記載されたプレーヤーによる交渉代表権者としてのCFLPAによって、署名されている。各当事者は、相手方当事者を公認された交渉代理人と認め、レギュラーシーズンの報酬について個々のプレーヤーが交渉する権利を有しているとしている協定の前文並びに1条に合意している。同協定の31条と32条は、安全・福利・薬物乱用について検討する合同委員会を規定している。以下のような様々な規定によって、選手協会の機能は促進されている。すなわち、リーグとチームは人種・宗教・CFLPAのための活動に基づいた差別を禁じられていること、リーグはCFLPAの全てのプレーヤーに対してサラリーから控除される税を軽減しなければならないこと、CFLPAは選手契約のコピーを受取り、登録選手名簿とチームリストに関する情報を要求する権利があること、選手協会はチーム資産に関して年に3回の私的なミーティングを実施することができること、である。CBAは、プレーヤーのための利益を規定しており、労働条件に関する以下のような様々な側面を規制している。

1. 報酬と金銭的利得：

プレイヤーの報酬は、公表されたリーグ総収入(“gross revenue”)の少なくとも50%に相当しなければならない。経済的状況が好転したにもかかわらずプレイヤーへの出資金が半分以下である場合には、レギュラーシーズンの前・後の報酬と年金制度へのチームに対する求償権につき、再交渉が行われなければならない(30条参照)。1996年シーズンでは、レギュラーシーズンに関する最低保障年俸は、26000カナダドルであったが、1997年シーズンには27000カナダドルに、1998年シーズンには28000カナダドルに増額された。もともと、オープン戦の報酬、契約に基づいたボーナス、成績に基づくボーナス、オープン選もしくはプレーオフに関する報酬は、これとは別に支払われる(9条参照)。また、同協定は、ベテラン選手に対する週1回のオープン選報酬(11条参照)、遠征中の食費(25条参照)、ホームゲームとGrey Cup戦の旅費(34条(2)(9)参照)、トレードされた選手の引越時代・旅費(27条参照)を定めている。プレーオフもしくは優勝決定戦に出場するチームの登録メンバーもしくは負傷者リストに載っているプレイヤーには、規定されている最低報酬(“minimum compensation”)が支払われる。例えば、Grey Cup戦²⁵⁾で優勝したチームの各プレイヤーには、1万カナダドルが支払われる(12条参照)。さらに、当該プレイヤーには、最低報酬の総額を差し引いた当該ゲームの純利益の50%が分配される。当該純利益とは、確定された直接経費を差し引いた総収入を意味している。

2. 日程：

同協定は、18試合の公式戦と2試合のオープン戦並びにプレーオフ方式を定めている(5条参照)。通常、ゲームとゲームの間は、少なくとも120時間空けられねばならない(8条参照)。同協定は、ベテラン選手のためのトレーニングキャンプの時期と期間並びに1日の練習時間を制限している(6条参照)。シーズン中の練習は、午後1時半と午後4時の間に始めることができ、その時間は、ベテラン選手の投票によって決定され(6条(2.3)参照)、練習やミーティングは、1日に4時間半を超過してはならない(6条(2.5)参照)。

3. 年金制度：

年金諮問委員会(The Pension Advisory Board)は、リーグ・現役のベテラン選手・引退選手のそれぞれの代表者から構成されている(13条(1)参照)。公式戦もしくはプレーオフに少なくとも7ゲームチーム登録されていたプレーヤーの年金制度のために、毎年チームは、1500カナダドル拠出しなければならない(13条(2)を参照)。プレーヤーの分担金も、1500カナダドルであり、9ゲーム後に給与から差し引かれる。

4. 保険・医療制度：

各チームは、医療給付並びに生命保険に備える団体保険政策を維持することに合意している(16条参照)。

5. 契約：

全てのプレーヤーは、CBAが争っている場合以外のチームと選手との関係を管理している標準的選手契約(“SPC”)にサインしなければならない(3条(1)参照)。SPCの11条は、契約終了後の報酬を保証するために修正することができる(3条(3)参照)。一定のベテラン選手が、シーズンの後半に放出される場合には、彼らは、当該シーズンの残りの期間に関して、完全な補償を得る権利がある(15条参照)。その有効期日は、6年以上のベテラン選手については9月1日であり、5年のベテラン選手については9月15日、4年のベテラン選手については、10月1日である。

6. 選手割当制度とリーグ規則：

リーグは、選手の雇用契約条件に実質的に影響を及ぼす附属細則を一方向的に修正することを禁じられている。具体的には、ウェーバー制・SPC・割当適格・使われていない登録選手の変更は許されない(14条(2)参照)。ベテラン選手をチームの交渉リストに載せることもできない(14条(4)参照)。オプション年の期間中においては、チームは5月1日までにオファーを出さなければならない(34条(3)参照)。フリーエージェント選手がサインした時には、チーム間の補償金は支払われず、契約が失効したプレーヤーによる自由交渉を阻むよ

うな合意も禁じられている(14条(3))参照)。

7. 懲罰:

当該コピーをプレーヤーに交付し、CFLPA に送達するという条件のもとに、チームは、品行・時間厳守・遠征時の服装規約・メディアへの広報窓口等を規制する合理的な規則を策定することができる(14条(6)参照)。プレーヤーがチームの代表を務める場合に関する合理的な規則を除いて、個人的な身なりを理由として、プレーヤーを懲戒することはできない(18条(b)参照)。SPCの規約もしくは規則違反に対する罰金の最高額は、プレーヤーが公式戦で得る金額の半分とされている(21条(4))参照)。当該罰金は、チームのメンバーのために使用されるか、さもなければ CFLPA に送金されなければならない(21条(1)(2)(5)参照)。

8. 紛争の解決:

協約は、プレーヤーもしくは CFLPA とチームもしくはリーグ間の抗議で用いられる仲裁制度を規定している(4条参照)。仲裁人は、CFLPA 並びに選手委員会によって提出されたリストから、コミッショナーによって選出される(4条(4))参照)。また、プレーヤーの健康状態を要因とする負傷の場合に用いられる、共同で認可された中立的な医師のリストも存在する(24条参照)。

D. その他の問題: 懲戒権と薬物検査

グラウンド上の成果から注意がそれてしまった経営危機とメロドラマ経費に、CFL は悩まされた。北部合衆国という限定された場所への拡大で成功していたかもしれないが、リーグは、現在、賢明にも国内市場に集中させている。CFL は、カナダにおけるゲームの遺産を活用して、一般市民の関心を維持することができているが、主たる課題は、依然として効率的なマーケティングと確実な収益源の欠如にある。リーグは、広範な訴訟を回避し、安定した労使関係とささやかな選手経費という利点を有している。数名のスター選手は高い報酬を得ているが、選手の経済的報酬は、1980年代以降減少しており、その結果、1995年の選手の平均的報酬は、48000カナダドルであった。CFLの抱える問題点は、

プレーヤーの高騰した報酬よりもむしろ、その業務方針に固く根差している。

この経済的混乱は、プレーヤーの不正行為と他のリーグに深刻な影響を及ぼす懲戒という論点を、同時に矮小化させた。CFL のチームは、CBA と SPC に基づいた規則制定権と懲戒権を有している²⁶⁾。SPC の 17 条に依れば、“賄路を受け取った又は八百長ゲームに同意したもしくはゲームに賭けたプレーヤー”を罰するコミッショナーの権限に、プレーヤーは同意している。CFL 規約は、コミッショナーに懲戒権を付与しており、“規律の維持”のために選手を出場停止処分にし、ゲーム賭博に関連したケースを聴聞し、確定するための明示規定を設けている²⁷⁾。近時の例としては、不謹慎な発言²⁸⁾、暴力行為²⁹⁾、薬物犯罪による有罪判決³⁰⁾を理由として、プレーヤーは、リーグから罰金もしくは出場停止処分を受けている。

プロスポーツにおける懲戒処分³¹⁾は、私的な司法的制度によって制裁される選手に対して保護を与える様々な法的基準³²⁾に依って審査することができる。すなわち、SPC もしくはリーグ規約は、その法的措置の正当化を認められなければならないという契約上の側面が存在するのである³³⁾。リーグによる広範な出場停止処分が、取引の拒絶もしくは排除を意味するという理由から、競争法並びに取引制限の原則を適用することができるのである³⁴⁾。当該手続きの公平性は、行政法的基準に従って審査することができる³⁵⁾。また、CBA は、その広く認められた懲戒権を規定し、裁決や懲罰に抗議するための苦情処理手続きを規定していることから、労使関係の手続きが重要となる。CFL においては、チームもしくはコミッショナーによって採られた手続きに対して、プレーヤーが異議を唱える時には、CBA に規定されている仲裁制度に当該問題を付託することができるのである³⁶⁾。

制裁行為の実質的範囲は、明確に定義され、かつリーグの正当な利害に関連すべきである。リーグは、ライバルチームの成果と安全に関し誠実さを保護するという明白な利害関係を有しているがゆえに、賭博³⁷⁾、ゲーム買収もしくは不要な暴力³⁸⁾等を禁じることが適切なのである。その他の競技上外での行為

を規制する権利については、より問題となる。プレーヤーが、伝統的道德に反し、特異な生活を送り、不評を買う政治的見解を有しており、もしくは犯罪を犯したという事実は³⁹⁾、リーグにとっては、もっともな懸念であるかもしれないし、そうではないかもしれない。アスリートの活動は、時として広範囲に及ぶマスコミ報道を受けるがゆえに、彼らの私生活は、その職業と完全に区別することはできない。疑わしい行為は、多くのファンの心理において、リーグの評判に反映されるかもしれない。だが、リーグの要求することとプレーヤーの個人的自由との間には、公平な調和が保たれねばならない。“非現実的な、道徳的・美的価値に関するピクトリア中期の分別”⁴⁰⁾を用いるリーグにとっては、それはほとんど正当化できるものではない。更に、リーグによる制裁に対する恣意的な解釈もありえよう。すなわち、中毒性の低い違法薬物の所持は、重大犯罪と看做されているが、家庭内暴力は罰せられていないのである⁴¹⁾。リーグに反映するかもしれない競技上外での行為については、再検討の余地があるかもしれない。

不当な制裁措置に対する主たる支援は、現在、契約上の苦情手続きが CBA に置かれている⁴²⁾。懲戒権は、雇用契約条件に影響を及ぼすがゆえに、選手会との交渉対象となる⁴³⁾。“ゲームの誠実さ”を審査するというリーグコミッショナーへの歴史的委任には⁴⁴⁾、競技上外の不祥事を制裁し、薬物乱用に関する政策を制定する権利が含まれている。だが、この権限は、薬物検査を行い、その他の懲戒権を定義づける権利を制限している CBA の明文に従わなければならない⁴⁵⁾。CFL では、例えば CBA の 32 条(2)は、“薬物検査プログラムと雇用の支援プログラムに関する契約が存在する時まで”、プレーヤーは検査を受けない旨規定している。また、一方的に課された検査プログラムに対しては、州の人権擁護法に依って異議を申し立てることができる⁴⁶⁾。違法薬物に依存しているプレーヤーは、当該検査が職務遂行能力に合理的に関連するもしくは善意による業務上の必需品として正当化することができない“障害”(handicap)⁴⁷⁾もしくは“疾病”(disability)⁴⁸⁾に基づいた差別に相当すると主張することがで

きる。プロリーグは、運動能力向上薬物に関する検査を正当化するためにより厳しい圧力をかけているが、その使用は、その業界で生き残るための現実的な必需品であるようにも思われる。

注

第 5 章

- 1) A. Guttman, *From Ritual to Record: The Nature of Modern Sports* (New York: Columbia University Press, 1978), p.128; D. Morrow, et al., *A Concise History of Sport in Canada* (Toronto: Oxford University Press, 1989), pp.141-44.
- 2) G. Currie, *100 Years of Canadian Football* (Toronto: Pagurian Press, 1968); F. Co-sentino, *Canadian Football: The Grey Cup Years* (Toronto: The Musson Book Co., 1969).
- 3) 契約例としては、Cosentino, 前掲書 pp.224-40 を参照。
- 4) Jake Gaudaur の選任と 1966 年から 67 年の Senator Keith Davey の短命な在職については、J. Goodman, *Huddling Up: The Inside Story of the Canadian Football League* (Don Mills: Fitzhenry & Whiteside, 1981), pp.88-113 を参照。
- 5) 1969 年から 1994 年までのリーグの発展については、F. Consentino, *A Passing Game: A History of the CFL* (Winnipeg: Bain & Cox, 1995) を参照。
- 6) 第 3 章 B, 1, 3 を参照。Ottawa Football Club v. Canada (Minister of Fitness and Amateur Sports), [1989] 2 F.C. 480, 23 C.P.R. (3d) 297 (T.D.) (情報を利用する方法; 大臣に対する CFL の説明); *The Globe and Mail*, Toronto, Feb. 8, 1989 (1986 年に提出された詳細な説明)。
- 7) *The Globe and Mail*, Toronto, Oct. 5, 1992 (R. Bibby による調査)。
- 8) CFL 規約の 5.03 条によれば、“リーグ放映権”として売却するためのゲームを、リーグが選択する権利を有している; ティーム側は、その他のゲームに対する放映権を売却することができる。
- 9) Consentino, 前注 5, pp.307-08, 315-19.
- 10) *The Globe and Mail*, Toronto, Feb.5, 1996.

- 11) “Colts” という名称の使用に関する紛争については、Indianapolis Colts v. Metropolitan Baltimore Football Club, 34 F.3d 410(1994)を参照。
- 12) The Globe and Mail, Toronto, Jan.31, Feb.3, 1996.
- 13) Reed v. Can. Football League(1988), 62 Alta. L. R. (2d) 347(Q.B.) (オプション条項に従わないで NFL と契約したシーズンにプレーヤーを除籍するというリーグの決定)。
- 14) R.S.C. 1985, c. C-34, 第4章Aを参照。
- 15) 現行 Human Rights Code R.S.O. 1990, c. H. 19を参照。
- 16) 第2章B,4 (James Bone ケース)を参照。
- 17) 1965年5月に、リーグはトレーニング地テストを採用したが、すでに外国人枠外選手と分類されていた者もしくは1965年7月までにカナダ市民権を得た者を、外国人枠外選手と認めた; The Globe and Mail, Toronto, Feb. 19, May 14, 15, 1965を参照。
- 18) J. Agro, “The Professional Football Player in Canada and his Relationship with the Canadian Football League Players’ Association” in Sports in the Courts (Can. Bar Assn.-Ontario, Continuing Legal Education, 1987), pl. CFLPA の初代会長であった Gary Schreider は、“クラブハウス弁護士”を宣言した: The Globe and Mail, Toronto, May 17, 1965.
- 19) The Globe and Mail, Toronto, April 16, 18, 1996. CBA of CFL, art.23 も参照。
- 20) 現行 CFL Constitution (Dec. 4, 1995), art.16を参照。同規約 16.07によれば、チームが競争的支払額を超過したときには、コミッショナーは、彼の裁量において、相当なペナルティーを課することができる。CBA of CFL, art. 14(9)も参照。
- 21) CFL Constitution, By-laws and Regulations (Dec. 4, 1995).
- 22) ウエーバー制度の取消権については、The Ottawa Citizen, Oct. 23, 24, 1990 (Troy Wilson の Ottawa から Edmonton への譲渡を阻止する差止命令)を参照。

- 23) ティーム側は、新人プレーヤーのためのキャンプを実施したが、ベテラン選手は、ピケ・ラインの場所として Hamilton を選び、新人プレーヤーはこれに従うよう説得された；The Globe and Mail, Toronto, June 6, 10, 12, 17, 18, 25-29, 1974 を参照。
- 24) CBA of CFL (June 1, 1996-June 1, 1999)
- 25) 1995 年の CBA では、その報酬は 12000 カナダドルであった。
- 26) SPC of CFL, 8 条、9 条。“競技上の内外を問わず、クラブの利害を危険にさらすもしくは損害をもたらす方法で常に行動するプレーヤー”に罰金を課す権利を、ティームは有している。Kapp v. B.C. Lions Football Club (1967), 61 W.W.R. 31, 64 D.L.R. (2d) 426 (B.C.S.C.) (禁じられた行為に、別のティームと契約することが含まれるか否か)。
- 27) CFL 規約, 11.06 (ゲームについて“信用”を失墜させる行為), 11.07 (罰金を課すもしくは出場停止処分とする権利), 11.08 (ゲーム賭博もしくは買収)。CFL の附属細則 11 (1) (“一般的禁止措置: 公式の更衣室に入ること、賭博、周知のギャンブラーと交際すること)も参照。
- 28) The Ottawa Citizen, Oct. 8, 1992 (Larry Willis は、ゲーム情報を漏洩したことに対して 300 カナダドルの罰金を課された)。The Ottawa Citizen, Nov. 19, 1993 (Miles Gorrell は、Dexter Manley への暴言に対して 300 カナダドルの罰金を課された)。
- 29) The Globe and Mail, Toronto, Nov. 2, 10, 1990 (Rickey Foggie への殴打に対する Bruce Holmes への 1 試合の出場停止処分を、仲裁人は支持した)；Sept. 18, 1992 (Raghib Ismail による頭部へのキック；慈善団体への 10000 カナダドルの寄付)。
- 30) The Globe and Mail, Toronto, Oct. 29, 30, 1986；The Edmonton Journal, May 23, 1987, p.H1 (Hector Pothier は、ハシシ所持で有罪とされた；仲裁人は、1987 年シーズンの出場停止処分を解除した)；The Ottawa Citizen, April 4, 1992 (Glenn Kulka は、コカインの所持で有罪とされた；コミッショナーは

500 カナダドルの罰金と社会奉仕を命じた)。

- 31) R.Petrich, "Contract Matters and Disciplinary Procedures in Professional Sport" (1975), 39 Sask. L. Rev. 213 ; J.C. Weistart and C.H. Lowell, *The Law of Sports* (Indianapolis : The Bobbs-Merrill Co., 1979, Supplement 1985), pp.258-71, 642-87 ; R.H. Heidt, "Don't Talk of Fairness' : The Chicago School's Approach Toward Disciplining Professional Athletes" (1985), 61 *Indiana L. J.* 53. 第1章 E, 4 ; 第2章 C-E も参照。
- 32) 憲法上の異議申し立てについては、J. Trossman, "Mandatory Drug Testing in Sports : The Law in Canada" (1988), 47 *U.T. Fac. L. Rev.* 191 を参照。第2章 A, 1 ; D, 5 も参照。Long v. Nat. Football League, 870 *F. Supp.* 101 (1994) (アナボリックステロイドの陽性検査による出場停止処分 ; 州政府による個人の侵害行為の欠如) と比較せよ。
- 33) Vancouver Hockey Club Ltd. v. 8 Hockey Ventures Inc. (1987), 47 *D.L.R.* (4th) 51 (B.C.S.C.) (チームに対して許容される罰金の上限) ; Ferguson v. Scottish Football Assn., Ct. of Session, Feb.1, 1996 (仲裁人による法的措置に "付加的な" 場合にのみ承認される処罰)。
- 34) Competition Act, R.S.C. 1985, c. C-34, s. 48 (不当な制限もしくは条件) ; 第4章を参照。Willey v. McLaughlin (1976), 49 *C.P.R.* (2d) 86 (B.C.S.C.) (カナダプロゴルフ協会による出場停止処分) も参照。Caldwell v. American Basketball Assn., 66 *F. 3d* 523 (1995) ; affg. 825 *F. Supp.* 558 (1993) (労働法上の適用除外と救済) と比較せよ。
- 35) Pett v. Greyhound Racing Assn. (No.1), [1969] 1 *Q.B.* 125 (C.A.) ; Pett v. Greyhound Racing Assn. (No.2), [1970] 1 *Q.B.* 46 ; 同意によって訴えは退けられた, [1970] 1 *Q.B.* 67n (C.A.) (法的代理人の正当な権利か否か) ; Enderby Town Football Club Ltd. v. Football Assn., *The Times*, July 21, 1973 (C.A.) (公正に代理し、被告人に不利な事実を熟知させる合理的な機会を与える義務) ; Blalock v. Ladies Professional Golf Assn., 359 *F. Supp.* 1260 (1973)

- (Blalock に不利になるよ競技したゴルファーにつき、委員会によって課された出場停止処分；無制限な裁量権と聴聞の禁止；業界からの非合法的な除籍).
- 36) SPC of CFL, 8 条、17 条；CBA of CFL, 4 条。Basic Agreement of Major League Baseball, 12 条 A (“課された罰則に正当な理由”があるか否かに関連する抗議も可能である)も参照。第 7 章 D を参照。
- 37) *Molinas v. Nat. Basketball Assn.*, 190 F. Supp. 241 (1961). 更に第 8 章 D を参照。
- 38) *Lecuyer v. Alta. Junior “A” Hockey League* (1977), 3 A.R. 213 (S.C.T.D.) (スティックの先で相手を突くことによる出場停止処分)；*Machin v. Football Assn.*, 前注 35 (申立てられた故意のキック)。第 10 章 A 参照。
- 39) *Ali v. State Athletic Comm.*, 308 F. Supp. 11 (1969) (合理的徴兵検査の拒否に関する有罪判決によってボクサーライセンスが否認された)；*Ali v. State Athletic Comm.*, 316 F. Supp. 1246 (1970) (ライセンス否認の濫用；有罪判決を受けた他の応募者は、ライセンスを得た)。
- 40) *Ali v. State Athletic Comm.*, 308 F. Supp. 11 at 16, per Frankel D.J. *Calzadilla v. Dooley*, 286 N.Y.S. 2d 510 at 516 (女性に対するレスリングライセンスの否認)。
- 41) “Out of Bounds : Professional Sports Leagues and Domestic Violence” (1996), 109 Harv. L. Rev. 1048.
- 42) 薬物検査に関連する一般的雇用者による抗議については、Report on Drug and Alcohol Testing in the Workplace (Toronto ; Ontario Law Reform Commission, 1992), pp.53-61. 委員会は、“安全に細心の注意を払うべき職場においてさえ、身体的サンプルを採ることは正当化されない”と勧告した(p. 121)。
- 43) E. Lock, “The Legality under the National Labor Relations Act of Attempts by National Football League Owners to Unilaterally Implement Drug Testing Program” (1987), 39 U. Florida L. Rev. 1.

- 44) 第6章D; 第7章A,Dを参照。
- 45) Nat. Football League Players' Assn. v. Nat. Football League Management Council (Oct. 25, 1986, Kasher) (CBA of NFL (1982-87)の31条は、オープン戦での薬物検査と合理的な理由に基づいた検査を認めた; 選手協会は、コミッショナーによる“拡大されたプログラム”である抜き打ち検査に反対した)。
- 46) Report on Drug and alcohol Testing in the Workplace, 前注42, pp. 101-10; Trossman, 前注32, at 215-18.
- 47) Human Rights Code, R.S.O. 1990, c.H.19, ss.5, 10(1), 11, 17.
- 48) Canadian Human Rights Act, R.S.C. 1985, c.H-6, ss.3(1), 7, 15(a), 25; Can. Civil Liberties Assn. v. Toronto Dominion Bank (1994), 22 C.H.R.R. D/301 (Can. Trib.); Revd. Fed. T.D., April 22, 1996(審判所は、検査プログラムと雇用者の実績との間に論理的な関係があるか否かを考慮するように指示した)。